

## 嬉野市市民活動補償制度実施要綱

平成18年3月31日

告示第102号

令和6年1月30日

告示第8号

### (目的)

第1条 この告示は、市内に活動の拠点を置く市民団体が国内において行う市民活動中の事故について、市民活動補償制度（以下「制度」という。）をもってこれを補てんすることにより、市民活動の健全な発展を図るとともに、地域社会の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市内に活動の拠点を置き、自主的に構成された市民活動を行う団体をいう。
- (2) 市民活動 市民団体が行う社会奉仕活動、社会福祉活動、社会参加活動、社会教育活動、社会体育活動、市の主催・共催する活動で自主的に無報酬（実費弁償程度のものを含む。）で行う継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接活動をいう。ただし、政治、宗教、営利を目的とする活動、学校管理下における活動及び職業として行う活動を除く。
- (3) 指導者等 市民団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。
- (4) 参加者 市民活動に直接参加するものをいい、見物人等を除く。

### (保険契約)

第3条 制度を実施運営するために、市は保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結するものとする。なお、保険期間については、保険証券記載の期間のとおりとする。

### (対象事故)

第4条 制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民団体又は指導者等が、市民活動中に市民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物又は受託物に損害を与え、当該市民団体又は指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 指導者等又は参加者が市民活動中（市民活動の行われる場所と自宅との通常の往復途上にある場合を含む。ただし、事務局が定める名簿に予め、氏名等を記載した者に限る。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡又は負傷した場合（日射や熱射による熱中症等、細菌性食中毒（腸管出血性大腸菌感染症を含む）及びウィルス性食中毒による身体の障害を含む。）をいう。

（適用除外）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度による対象としない。

- (1) 損害賠償責任事故の場合で次に掲げる事故
  - ア 市民団体、指導者等の故意により発生した事故
  - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故
  - ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の天災による事故
  - エ 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任事故
  - オ 市民団体、指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両（原動力がもっぱら人力である場合を除く。）又は動物に起因して負担する賠償責任事故
  - カ その他第3条に適用される保険契約の約款、特約条項で免責とされる事故
- (2) 傷害事故の場合で次に掲げる事故
  - ア 指導者等又は参加者の故意により発生した事故
  - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうによる事故
  - ウ 地震、噴火、洪水、津波その他の天災による事故、又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - エ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故

オ 指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故

カ 山岳とはん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故

キ 指導者等又は参加者の無資格運転、酒酔い運転、若しくは麻薬、大麻、阿片、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない状態での運転による事故

ク 指導者等又は参加者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置

ケ 原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸部症候群又は腰痛

(3) その他第3条に規定する保険契約に係る保険約款並びに各種特約及び各種特約条項において免責とされる事故

(賠償責任事故に係る補償金の種類及び限度額)

第6条 賠償責任事故における補償金の種類及び額は、次に掲げる損害又は費用のうち、保険会社が認定した額を合計した額とする。ただし、補償金の額は、別表第1に定める補償金支払限度額以内とする。

(1) 治療費、入院費（諸雑費を含む。）、通院交通費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負う損害

(2) 前号の損害の防止又は軽減のために賠償補償対象者が支出した費用であつて、保険会社が承認したもの

(3) 損害賠償責任に関する紛争を解決するための訴訟、仲裁、和解、調停等に関し、賠償補償対象者が支出した費用であつて保険会社が承認したもの

(4) 賠償補償対象者が保険会社の事務に協力するために支出した費用

(5) その他保険会社が承認する損害又は費用

2 賠償補償対象者が他の賠償責任保険契約等を締結している場合において、それぞれの保険契約（市民活動保険制度を含む。）について、他の保険契約がないものとして算出したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときの前項の補償金の額は、当該額に市民活動保険制度によるてん補責任額の当該合計額に対する

割合を乗じて得た額とする。

(傷害事故に係る補償金の種類、支払限度額)

第7条 傷害事故における補償金の種類、支給事由及び補償金額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 傷害補償対象者に対して、賠償補償対象者が法律上の損害賠償責任を有する場合は、傷害事故における補償金は支給せず、賠償事故における補償金を支給する。

(事故報告)

第8条 賠償責任補償対象者及び傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）

は、賠償事故又は傷害事故が発生したときは、市が指定する報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

(事実関係の確認)

第9条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、当該事故が市民活動中の事故であるか否かを調査するものとする。

2 市長は、当該事故の事実関係を審査する必要があると認めたときは、別に定める嬉野市市民活動事故判定委員会（以下「事故判定委員会」という。）に諮るものとする。

(補償金の請求)

第10条 賠償責任事故に係る補償金の支給を受けようとする賠償責任補償対象者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、賠償責任補償対象者が市に請求するものとする。

2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする対象者（以下「対象者」という。）は、市が指定する補償金請求書に必要な書類を添付して市長に請求するものとする。

(補償金の支給等に係る手続)

第11条 前条の規定による請求があり、市が本補償制度で適用される事項と判断した場合は、必要書類を保険会社に提出して保険金の請求を行う。

2 市が保険会社に対し、補償対象者又はその相続人に補償金を直接支払うことを

要請した場合は、保険会社は補償対象者又はその法定相続人の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

3 前項の規定による手続きが終了したことにより、市は本補償制度による補償金支払義務を履行したものとする。

(準用規定)

第12条 この要綱に定めのない事項については、保険契約の約款を準用する。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月13日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

賠償責任事故

補償金の種類	支払限度額
身体賠償 (対人)	1人につき 6,000万円
	1事故につき 3億円
財物賠償 (対物)	1事故につき 300万円
受託物賠償補償	1事故又は同一補償期間につき 300万円

別表第2 (第7条関係)

傷害事故

補償金の種類 (1人当たり)	支給事由	補償金額
死亡補償	傷害補償対象者が傷害事故の発生日から起算して180日以内に死亡した場合	1人につき 500万円
後遺障害補償	傷害補償対象者が傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生日から起算して180日以内に傷害保険普通保険約款に掲げる後遺障害を生じた場合（当該期間内に後遺障害が生じることが確定しなかった場合は、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害が生じるべきであることが推定された場合）	後遺障害の程度により 15万円～500万円
入院補償 (手術補償)	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため、当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に、入院による治療を受けた場合	3,000円/日 (手術の程度に応じ、 入院補償日額の10倍 ～40倍)
通院補償	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため通院による治療を受けた場合。ただし、当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は、90日を限度とする。	2,000円/日